

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地法律事務所 / 日本部

パートナー弁護士 法学博士 熊琳



### 第249回 北京市労働紛争審理の新ガイドライン

4月30日、北京市高級人民法院、北京市労働人事紛争仲裁委員会は労働紛争事件に関する新たな審理ガイドラインを発表した。これは2001年から2017年に公布された複数の司法政策文書を代替し、今後の北京市における労働紛争事件の審理に重大な影響を及ぼす。今回は新ガイドラインの主なポイントを要約する。

#### ◇労働法ルール適用の不明確問題

労働法のルールが過度に原則的で、具体的な適用方法が不明確であり、地域により大きく異なるという問題は、中国に進出した日系企業にとって長年大きな混乱の元となってきた。

ここに典型例を挙げる。某日系企業A社は自社規定に沿って、業績が悪いB氏の降格と減給を予定していたが、B氏は降格に同意したもの、減給には同意しなかった。A社は職位と給与は相互に関連するとの認識から一方的な減給を実施したが、B氏は労働仲裁を北京市で申し立てた。仲裁委員会は、給与は労働契約上の合意事項で、双方合意の場合のみ変更できるとし、A社の一方的減給決定を違法と判断した。しかし南部地方裁判所でA社が争った同様のケースでは、裁判所はA社を支持した。

#### ◇新ガイドラインの主なポイント

- 1、社会保険料納付や満額納付をしているかに関する問題は、裁判所と仲裁委員会の労働紛争案件の受理対象ではなく、労働行政機関が解決する。
- 2、労務派遣機関と企業間の「労務派遣協議」関連の紛争は一般契約紛争に属し、労働紛争案件の受理範囲に属さない。
- 3、仲裁判決が出た後、当事者が法定期限内に提訴しない、または一部内容に対してのみ訴訟を起こした場合、裁判所は当事者が法定期限内に提訴した請求だけを審理する。
- 4、当事者が仲裁手続上認めた事実を訴訟の際否定することは、通常支持しない。
- 5、A社と労働契約を締結し、B社に出向した従業員は、A社との間に労働関係があると見なすが、裁判の際B社を加え、B社とA社に連帯責任を負わせることができる。
- 6、関連企業間で従業員を相互に使用し合う、または業務内容が相互に重複している場合、従業員の主張に基づき、複数の企業に連帯責任を負わせることができる。
- 7、従業員との労働契約を適時に締結していない場合の「2倍賃金」支払制度の運用方法に注目し、2倍賃金のうち「賃金増加部分」は労働報酬ではなく懲罰的賠償に属するとされ、1年間の仲裁时效を適用できることを明確にした。
- 8、企業と従業員が固定期間労働契約を2度目に締結した場合、当該契約が満了する際、従業員は労働契約を更新するか無固定期間労働契約を締結するかを要求する権利を有し、企業は一方的に契約を終了してはならないことを改めて明確にした。但し他省では北京市とルールが異なることがあるため注意が必要である。

9、企業は賃金支払周期に基づく賃金支払記録表を作成し、少なくとも2年間（一部特殊従業員は3年）保存しなければならず、審理案件上、従業員の賃金に対し2年間（特殊従業員は3年）の立証責任を負う。

10、従業員が時間外労働の事実根拠を提示しない場合、電子タイムカードのみに基づく時間外労働の認定請求は通常支持しない。

11、企業による従業員の異動の適法性は、業務上の必要性、目的の正当性などを含む「合理性原則」、及び労働者の調整後の地位における適任度、賃金・報酬における労働条件に不利な変更がないことに基づき判断する。異動に伴い賃金調整する場合は「総合判断原則」だけに依拠して処理するが、具体的適用方法は説明されていない。

12、企業が一方的に従業員の勤務地を変更する際の合法性を「合理性原則」に基づき審査し、生活への影響を考慮するほか、企業が交通手当、シャトルバスを提供するなど合理的な補完措置を採用しているかを考慮しなければならない。

13、労働契約解除または終了時に双方が自発的和解協議を締結し、履行完了後、一方の当事者が考え方を変え、双方の約定の無効を主張した場合、通常支持しない。

14、社会保険の納付は企業の法定義務であり、企業が従業員の要求に応じて社会保険を納付しなかったとしても、従業員は労働契約を一方的に解除し、経済補償金の支払いを要求する権利を有する。

15、試用期間内に従業員が採用条件に達しない判断基準は主に以下の通りである。（1）自身の状況の隠蔽、または架空の事実がある。（2）試用期間中の業務上のミス、または法律規定、企業規定制度または労働契約約定の違反がある。（3）双方の約定審査基準に達していない。

#### ◇日系企業へのアドバイス

新ガイドラインは北京市のみで施行されるとはいえ、その内容の多くは中国の他の地域でも参考にできる。同時に、労働仲裁や訴訟案件の審理ルールが不斷に変化・細分化し、労務問題対応は年々難しくなるため、今後より慎重に対処方法を採用しなければならない。

## 中国、再びインド最大の貿易相手国に=米国抜く

【上海時事】インドメディアによると、同国商務省がこのほど発表した2023年度の貿易統計で、中国が米国を抜き、再びインド最大の貿易相手国となった。中印貿易総額は1184億ドル（約18兆5000億円）で、米印の1183億ドルをわずかに上回った。

インドの対米貿易は、輸出と輸入がともに前年度割れとなった。これに対し、対中貿易は、輸出、輸入ともに増加。特に輸出が8.7%増と大きく伸びた。中国は13~17年度と20年度にインドの最大貿易相手国だったが、米国が21、22年度に最大相手国に浮上していた。

インドのエコノミストによれば、インドの対中輸出は鉄鉱石などの鉱物が全体の半分以上を占めるなど一次産品のウエートが高い。これに対し、中国からの輸入は電子製品や機械など付加価値のある製品を中心。インドの対中貿易赤字は拡大しており、インドは中国に対して貿易不均衡の是正を求めてきた。

中国の徐飛洪駐印度大使は貿易赤字について、中国はインド側の懸念を理解しており、意図的に貿易黒字を追求したことないと主張。中国の消費ニーズに合ったインド製品の対中輸出拡大を歓迎すると述べた。